

平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、教育委員会では、子育てにやさしい職場環境づくりを図ることを目的として、次のとおり「大田原市教育委員会特定事業主行動計画」を策定しました。

詳細につきましては、教育委員会教育総務課総務係へお問い合わせください。

大田原市教育委員会特定事業主行動計画（要旨）

1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、子育てをする教職員が子どもを育てることに對し喜びを感じ、仕事と子育ての両立の推進を図ることができるような環境づくりに重点を置き、職場全体で、子育てをする教職員に対して援助・協力するとともに、教職員の子育てに対する意識改革、子育てしやすい職場環境を整備することを目的とするものです。

2 計画期間

*平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間とします。

*計画の実効性・成果等を考慮しながら必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象となる教職員

*大田原市教育委員会事務局職員及び大田原市立小中学校の教職員を対象とします。

4 計画の推進体制

① 計画の策定、推進、見直しのための体制の整備

- ・次世代育成支援対策を効果的に推進するため、事務局職員及び学校教職員を構成員とした大田原市教育委員会特定事業主行動計画策定等検討委員会を設置する。（以後、「教職員」は事務局職員及び学校教職員全体を指す。）

② 育児休業制度等の周知

- ・市教育委員会担当部局において、次世代育成支援対策に関する情報等のパンフレットを作成、教職員に配布し周知・啓発します。

5 計画の内容

*職場環境の整備に関する事項

① 妊娠中及び出産後における配慮

- ・妊娠中及び出産後の教職員に対して、現行の休暇制度や経済的な給付制度などの各種制度を周知する。

② 子どもの出生時における父親の休暇の取得促進

- ・配偶者出産時特別休暇制度を周知するとともに、職場全体で特別休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

*当初5年目標

男性教職員の配偶者出産時特別休暇取得率：80%をめざす。

③ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ・育児休業や部分休業の取得を希望する教職員について、取得の促進等を図るため、次に掲げる処置を実施する。

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

全教職員に対して、育児休業に関する各種制度を周知する。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気づくり

育児休業希望者が安心して育児休業を取得することができるよう、同僚としてのサポート・アドバイスを積極的に行う。

ウ 男性教職員の育児休業取得

取得希望男性教職員が気兼ねなく休業できる環境づくりを職場全体でめざす。

エ 育児休業を取得した教職員の円滑な職場復帰のための支援

人事担当者及び全教職員は育児休業中及び復帰後の教職員が抱える不安を解消するために、積極的に相談や質問に応じる。

オ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

必要に応じて臨時的任用制度の活用を図る。

*当初5年目標

- ・女性教職員の育児休業取得率：95%をめざす。
- ・男性教職員の育児休業取得率：80%（ただし、配偶者出産時特別休暇取得者も含む。）をめざす。

④ 子育てをしている全ての教職員に対する支援

ア 就学前の子どもを育てている職員の看護休暇取得に協力するよう周知する。

イ 積極的に子どもに関わることができ、子どもと触れ合う十分な時間が持てる

環境づくりに努める。

ウ 子育てをしている職員をサポートする環境づくりに努める。

エ 教職員の家庭状況を把握し、子どもの入学式、授業参観等の行事に積極的に参加できるような雰囲気づくりをめざす。

オ 子育てをしている教職員が抱える不安を解消するために、個別に相談や質問に応じる。

⑤ 超過勤務の縮減

ア 深夜勤務及び超過勤務の制限・制度について周知する。

イ ノー残業デーの実施

- ・週1回のノー残業デーを設け、定時に帰宅するよう指導する。

ウ 超過勤務の制限

- ・事前承認を徹底し、超過勤務の縮減となるよう事務を注視し、指導する。

エ 事務の簡素化合理化の推進

⑥ 休暇取得の促進

ア 年次休暇取得の促進

イ 連続休暇等の取得促進

- ・長期休暇を取得しやすい環境づくりを心がける。
- ・年次休暇を利用するなどして子どもの行事等に積極的に出席するよう心がける。

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得促進

- ・教職員が看護休暇を取得できるような協力体制をつくる。

*年次有給休暇取得日数の20%増（取得日数：1年で17日以上）、夏季休暇の100%取得、看護休暇希望者の100%取得を目指す。

⑦ 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組み

*その他の次世代育成支援対策に関する事項

① 子育てバリアフリー

乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置を行う。

② 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等の活動への教積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として参加する教職員を支援する。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

地域住民等の自主的な防犯活動や少年の非行防止、立ち直り支援の活動等への教職員の積極的な参加を支援する。

③ 子どもとふれあう機会の充実

レクリエーション活動の実施に当たっては、教職員が親子で参加できるよう配慮し、子どもとふれあう機会の充実を図る。